

返金規定

甲＝募集企業、乙＝(株)つなひろワールド

1. 採用決定者が甲に入社後、甲の就業規則に基づき解雇若しくは退職、または自己都合により退職したときは、乙は、甲に対し、前条により受領済みの本サービス利用料を下記の金額で返還する。
 - ①入社後1か月以内に生じた場合：本サービス利用料の80%
 - ②入社後3か月以内に生じた場合：本サービス利用料の50%
 - ③入社後6か月以内に生じた場合：本サービス利用料の20%
2. 乙は、甲に対し、前項に基づく返還金を、甲から乙に請求があった日の翌々月の末日までに、甲の指定する銀行口座への振込みにより支払うものとする。なお、振込にかかる手数料は乙の負担とする。
3. 採用決定者の解雇または退職が、死亡・病気・天災事変などの不測の事態による場合ならびに甲の採用決定者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する場合、前2項の規定は適用されないものとする。